

告 知 書

除籍謄（抄）本の交付ができないことについて

旧本所区を本籍とする昭和20年3月10日の戦災により焼失した除籍は、当時副本を保管していた地区裁判所も焼失したため再製されていません。

したがって、除籍の謄（抄）本の交付はできません。

東京都墨田区長